

宮城県公立学校教員募集PR動画制作業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県公立学校教員募集PR動画制作業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

宮城県公立学校教員募集PR動画制作業務

2 事業目的

教員採用選考への応募者の増加による質の高い教師人材の確保のため、教員免許取得者及び大学等の教職課程履修者などに対し、宮城県内の公立学校（仙台市立学校を除く。以下同様。）教員として働く魅力を（１）及び（２）の事項を盛り込みながら発信することを目的とする。

（１） 宮城県内で働くことに楽しさや喜びがあること。

（２） 教員はやりがいの持てる職業であること。

3 業務内容

宮城県公立学校教員募集PR動画制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年1月19日（月）まで

5 事業費（委託上限額）

1,286,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

第2 応募資格要件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。

2 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

3 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

5 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。

（１） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（２） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（３） 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手

続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）

- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- 8 この業務の募集開始時から企画提案提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

第3 スケジュール

企画提案募集開始	令和7年7月25日（金）
質問の受付期限	令和7年8月1日（金）午後5時まで
質問への回答	令和7年8月8日（金）
企画提案参加申込書の提出期限	令和7年8月18日（月）午後5時まで
企画提案等の提出期限	令和7年8月25日（月）午後5時まで
1次審査（応募多数の場合）	令和7年9月1日（月） ※予定
2次審査	令和7年9月8日（月） ※予定
選定結果の通知・公表	令和7年9月中旬 ※予定
契約締結	令和7年10月上旬 ※予定
成果品の納入期限	令和8年1月19日（月）

第4 企画提案書作成等に関する質問の受付

- 1 質問受付期限 令和7年8月1日（金）午後5時まで（必着）
- 2 提出方法 指定様式（様式4）を用いて、電子メールにより提出すること。
- 3 提出先 宮城県教育庁教職員課育成・免許班
電子メールアドレス：kyosyks@pref.miyagi.lg.jp
※ 電話や口頭によるもの、受付期間外の質問は、一切受け付けない。
- 4 回答方法
質問に対する回答は、令和7年8月8日（金）に教職員課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

第5 企画提案参加申込書の提出

- 1 提出期限 令和7年8月18日（月）午後5時まで（必着）
- 2 提出方法 電子メールにより提出すること。
- 3 提出先 宮城県教育庁教職員課育成・免許班
電子メールアドレス：kyosyks@pref.miyagi.lg.jp
- 4 提出書類 企画提案参加申込書（様式1）
企画提案応募要件に係る宣誓書（様式2）

第6 企画提案書等の提出

上記第5の企画提案参加申込書を提出した者は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

- 1 提出期限 令和7年8月25日（月）午後5時まで（必着）

- 2 提出方法 持参又は郵送
- 3 提出先 宮城県教育庁教職員課育成・免許班
〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁行政庁舎 16 階）

4 提出書類

※ 提出の際は（2）から（6）までを1組にまとめ、10組作成の上、提出してください。

- （1）企画提案提出書（様式3） 1部
- （2）同種・類似業務の実績（任意様式） 10部
- （3）企画・構成案（A4判） 10部
- （4）PR動画企画案 10部

※ 成果品をイメージできるような絵コンテなどのデザイン案を提出すること。また、作成動画の本数及び合計時間を明示し、複数にわたる場合はそれぞれの内容も示すこと。

- （5）参考見積書 10部

※ 参考見積書は、企画等の比較をする際の参考にするもので、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

- （6）実施体制及び業務スケジュール 10部

5 その他

- （1）企画提案書類の作成及び提出等に係る一切の経費は、各提案者の負担とする。
- （2）採用された企画等の著作権は、宮城県に帰属するものとする。
- （3）提出された書類の返却、差替え、変更、取消及び再提出には応じない。

第7 業務委託候補者の選定（企画提案書等の審査）

1 業務委託候補者の選定方法

「宮城県公立学校教員募集PR動画制作業務プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

2 審査方法

- （1）提出された企画提案書等及びプレゼンテーションについて、「3 評価項目及び配点」に基づき、各委員が採点し、各委員の採点順位に応じた順位点（1位＝5P、2位＝3P、3位＝1P、4位以下＝0P）の総計が最も高い提案者1者を業務委託候補者として選定する。
- （2）上記（1）において、各委員の採点順位に応じた順位点の総計が最も多い提案者が複数いる場合は、当該同数の提案者のうち、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。
- （3）上記（1）及び（2）の規定にかかわらず、各委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合は選定しないものとする。
- （4）応募者が3者を超えた場合は、選定委員会において1次審査（書面審査）を実施し、2次審査に参加できる上位3者を選定する。

3 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の観点	配点
1 全般 (30点)	・ターゲット層に対して訴求力のある映像作品になる企画内容か	10点
	・教育現場への理解に基づく企画内容か	10点
	・複数年の使用に耐える企画内容か	5点
	・動画の再生時間の合計が5分程度のものになっているか	5点
2 PR動画企画内	・宮城県内の公立学校の教員として働く魅力を十分に表現	10点

容 (30点)	しているか	
	・宮城県内で働くことの楽しさや喜びが盛り込まれた企画内容か	10点
	・教員としてのやりがい盛り込まれた企画内容か	10点
3 独自提案 (20点)	・独自性のある企画内容か	10点
	・わかりやすく心に残る企画内容か	5点
	・提案内容が無理なく実現可能性のあるものか	5点
4 業務遂行能力 (20点)	・提案内容を確実に履行するための管理運営体制が整っているか	5点
	・発注者の状況に応じて柔軟な対応が可能か	5点
	・業務実績は十分か	10点
合 計		100点

4 1次審査（書面審査）

(1) 実施日 令和7年9月1日（月）予定

(2) 実施方法

提出された企画提案書等について、「3 評価項目及び配点」に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは「2 審査方法」に規定する方法に準ずる。

(3) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を通知する。また、上位3者に対しては、2次審査日程をあわせて通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

5 2次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 実施日 令和7年9月8日（月）予定 ※ 実施時間等詳細は別途通知する。

(2) 実施場所 宮城県庁内会議室

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションを行う際の出席者は3人以内とする。

イ プレゼンテーションにおける1提案者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ウ プレゼンテーションは事前に提出された書類に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(4) 審査結果の通知

選定委員会による審査終了後、速やかに各提案者に対し選定結果を通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

6 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、全ての提案者の名称や評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点等が特定できないよう配慮する。

7 その他

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、個人情報や企業情報等の非開示部分を除き、開示する場合がある。

第8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- 1 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- 2 本募集要領等に従っていない場合

- 3 同一の応募者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- 4 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- 5 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 6 既発表済の内容と酷似した提案をした場合

第9 応募者が1者又は応募者がいない場合の取扱い

- 1 応募者が1者の場合
上記第7による審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を業務委託候補者として選定する。
- 2 応募者がいない場合
選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

第10 業務委託候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

- 1 契約手続
県は、選定委員会を経て選定された案を提出した提案者1者を業務委託候補者（以下「候補者」という。）とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において、契約を締結する。
- 2 契約書の作成
県と候補者で協議した上で契約書を作成する。
- 3 候補者の選定取り消し等
次のいずれかに該当する場合、候補者の選定を取り消し、次点の評価を受けた事業者を候補者として見積合わせを実施し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする
ア 候補者が契約を辞退した場合
イ 委託契約が締結するまでの間に、候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合
ウ 第10-4の仕様内容に係る県と候補者の協議が調わなかった場合
- 4 仕様書
契約時における仕様書は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、候補者と協議の上、細部の調整をすることができるものとする。
なお、イメージとして企画提案されたPR動画の細部の内容等については、候補者と協議の上、調整をすることができるものとする。

第11 参考事項

- 1 企画提案募集に関すること（募集内容、各種様式等）について、下記の宮城県教育庁教職員課ホームページで閲覧可能となっているので、適宜参考のこと。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

第12 問合せ先

宮城県教育庁教職員課育成・免許班
〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁行政庁舎 16 階）
電話 022-211-3639 FAX 022-211-3698
電子メールアドレス：kyosyks@pref.miyagi.lg.jp